

お子さまの新たな学生生活が始まるタイミングでぜひ加入をご検討ください



専修大学・石巻専修大学 学生総合補償制度

(団体総合生活保険)



熱中症も補償します

学生生活（学内外）を24時間365日補償します！

行動範囲が大きく広がる大学生。
学生総合補償制度は、お子さまの学生生活を総合的にサポートします。

自転車通学を はじめる

自転車条例にも対応！



部活・ サークルを はじめる



インターンシップ をはじめる



アルバイトを はじめる



事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心！

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、
示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

扶養者に万一のときの学資費用も補償

保険期間：2026年4月1日午前0時～2030年4月1日午後4時

申込締切：2026年3月31日（火）

※締切日以降の加入も可能です。

- 2026年4月1日以降にお申し込みされる方は中途加入となり、手続日翌月1日からの補償開始となります。
- 2026年4月1日以降 Web加入される場合は、二次元コード・URLが異なりますのでご注意ください。
- 退学等の場合には解約手続きが必要になります。残期間に応じて保険料を返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。

団体割引適用

15%

スマホ・PCから簡単にお申込み

加入申込みはWebで

簡単 5分

URL

①3月31日まで <http://ezoo.jp/ds4/A0107532604>

②4月1日以降 <http://ezoo.jp/ds4/A01075326042510>

二次元コードから
詳細をご確認ください

①3月31日まで



②4月1日以降



補償概要

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は「補償の概要等」をご確認ください。

学生総合補償制度では、お子さまのリスクを幅広くカバーする魅力的な補償を取り揃え

お子さまの他人への損害を補償

他人への傷害や物の破損の際の損害賠償費用を補償！

※詳細はp.4「保険の対象となる方（被保険者）」をご確認ください。

お子さまのケガや病気の補償

お子さまの入院・手術・通院の補償や、後遺障害が残った際に保険金をお支払い！

扶養者の万が一のときお子さまの教育費用を補償

扶養者がケガや病気で扶養できなくなった際のお子さまの教育費用を補償！

お子さまのトラブルを補償

お子さまが事故やトラブルに巻き込まれた際に補償！

個人賠償責任

●国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

- ・国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

借家人賠償責任

国内

●国内における借用戸室での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。お子様が寮・下宿生の場合にご加入できます（自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。）

- ・外出中の損害も補償

入院・手術・通院

国内外

●ケガで入院*1・通院*2したり、手術*3を受けたとき

- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・熱中症、細菌性食中毒も補償

●病気で2日以上入院*4したり手術*5や放射線治療*6を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

*3 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*4 1回の入院について60日を限度とします。

*5 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして7種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*6 血液貯留を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

*7 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

死亡・後遺障害

国内外

●ケガで死亡したり深刻な障害が残ってしまったとき

- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・熱中症、細菌性食中毒も補償

学資費用

国内外

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。

●学業費用補償特約一扶養者のケガや熱中症に伴う死亡・重度後遺障害により扶養されなくなり、授業料等を負担した場合に保険金をお支払いします。

●疾病による学業費用補償特約一扶養者の病気に伴う死亡により扶養されなくなり、授業料等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- ・地震・噴火またはこれらによる津波

- ・授業料等の費用を年度ごとにお支払い

生活用動産

国内

●国内外において、保険の対象となる方の所有する家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券、定期券、貴金属、宝石、商品・製品や設備・什器（じゅうぎ）等は、補償の対象となりません。

※お子様が寮・下宿生の場合にご加入できます（自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。）。



弁護士費用等（人格権侵害等）

国内

●国内外において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。

*3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

*5 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー（スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。）によるカウンセリングに限ります。

- ・弁護士費用、法律相談費用を負担したときに保険金をお支払い



トラブル対策費用

国内

●国内外において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、防犯対策や転校、カウンセリング*5に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。

*3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

*5 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー（スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。）によるカウンセリングに限ります。

- ・防犯対策、転校、カウンセリング費用を負担したときに保険金をお支払い

●重要事項説明書・補償の概要等にはご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。

●重要事項説明書・補償の概要等の内容については、以下URL・右記二次元コードからのアクセス先に掲載の重要事項説明書・補償の概要等よりご確認ください。

（重要事項説明書は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。）

URL <https://www.sendai-sentyuri.jp/hoken/gakuso/pamphlet2026/>

●重要事項説明書・補償の概要等の書面をご希望の方は裏表紙記載の取扱代理店までご連絡ください。

無料
付帯

【サービスのご案内】

●メディカルアシスト（緊急医療相談等）他

以下URL・右記二次元コードからのアクセス先に掲載しています。

URL <https://www.sendai-sentyuri.jp/hoken/gakuso/pamphlet2026/>



2つの補償プラン（保険金額・保険料表）

15%の団体割引が適用され、保険料が割安です。

二次元コード
での
お申込み

2026年3月31日までに
お手続きいただく場合

[http://ezoo.jp/ds4/
A0107532604](http://ezoo.jp/ds4/A0107532604)



2026年4月1日以降に
お手続きいただく場合

[http://ezoo.jp/ds4/
A01075326042510](http://ezoo.jp/ds4/A01075326042510)



START

扶養者が病気でお亡くなりになったときの教育費用補償(※)も必要だ
(病気でお亡くなりになった場合とケガでお亡くなりになった場合の補償があります)

(※) 学資費用をいいます。

病気の補償も必要だ

ケガの補償だけでよい

スタンダード
プラン

ミニマム
プラン

| | | 自宅学生 | 自宅外通学生 | 自宅学生 | 自宅外通学生 |
|---|-----------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 保険料（4年間分保険料）一時払 2030年3月卒業予定者 保険期間：2026年4月1日午前0時～ 2030年4月1日午後4時（4年間） | | Aタイプ 72,230円 | Cタイプ 84,700円 | Bタイプ 54,900円 | Dタイプ 67,370円 |
| 保 險 金 額 | 個人賠償責任 *1 (免責金額（自己負担額）：0円) | 1事故 国内外:1億円 | | | |
| | 入院保険金日額(1日あたり)*2 ケガ | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 |
| | 通院保険金日額(1日あたり) ケガ | 2,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 2,000円 |
| | 死亡・後遺障害保険金額 ケガ | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 100万円 |
| | 入院・手術医療 入院医療保険金日額*3 病気 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 |
| | 学業費用(学資費用保険金額)*4 ケガ | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 100万円 |
| | 疾病による学業費用 (疾病学資費用保険金額)*4 病気 | 50万円 | 50万円 | 対象外 | |
| | 弁護士費用等(人格権侵害等) | 300万円 | 300万円 | 300万円 | 300万円 |
| | トラブル対策費用 | 20万円 | 20万円 | 20万円 | 20万円 |
| | 生活用動産(免責金額(自己負担額):5,000円) | 対象外 | 50万円 | 対象外 | 50万円 |
| | 借家人賠償責任 | 対象外 | 1,000万円 | 対象外 | 1,000万円 |

*1 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。

*2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払い対象外の手術があります。

*3 手術医療保険金のお支払額は、入院医療保険金日額の10倍（入院中の手術または放射線治療）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払い対象外の手術があります。また、時期を同じくして（手術室に入ってから出るまで）2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*4 学資費用は、支払年度ごとの限度額となっております。学業費用支払対象期間は扶養者が扶養不能状態になった翌日から、学業費用支払終期（2030年4月1日）までとなります。

*5 天災危険補償特約（傷害および学資費用用）が付帯されます。

※ 個人賠償責任の補償は家族型、それ以外の補償は本人型となります。

保険の対象となる方（被保険者）

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」としてご加入いただけるのは、専修大学・石巻専修大学に在籍する学生です（入学手続きを終えた方を含みます。）。

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1、ご本人の配偶者、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限りません。）。また、ご本人*1以外の個人賠償責任の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（責任無能力者に関する事故に限りません。）。

※借家人賠償責任については、ご本人*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（ご本人*1の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（ご本人*1に関する事故に限りません。）。

! 学資費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前をWeb手続きサイトの「被保険者の扶養者」欄に入力してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成人に達した場合を除きます。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学資費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方ご本人*1の生計を主に支えている方とします。

*1 Web手続きサイトに「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

【保険の対象となる方（被保険者）における用語の解説】

- (1)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）
①婚姻意思*2 を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- (2)親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
- (3)未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- *2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

ご加入方法

簡単5分で加入できるWeb加入となります。

具体的なお手続き要領につきましては、同封の「二次元コード（口座振替）でのお申込方法」をご参照ください。

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院・手術医療保険金支払特約（病気による入院等）にかかる保険料が生命保険料控除（医療保険用）※の対象になります。

控除証明書が必要となる場合は、お手数ですがパンフレット記載の担当課までご連絡ください。（10月頃より受付開始）

※生命保険料控除制度の詳しい内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご参照ください。

この保険は学校法人専修大学を保険契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人専修大学が有します。

«保険金請求の連絡先» 事故受付センター
東京海上日動安心110番

 0120-720-110
受付時間：24時間365日

（お問い合わせ先・事故時の連絡先）

【取扱代理店】

株式会社専大センチュリー

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-10-3 スリースタービル
フリーダイヤル 0120-50-4230 (携帯の方：03-5215-1260)
受付時間：月～金 10:00～16:00

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）**公務第二部文教公務室**
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラメール三番町10F
TEL：03-3515-4133 (受付時間：月～金 9:00～17:00)